

魚津市告示第5号

魚津市出産・子育て応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市出産・子育て応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 市長は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙に基づき、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、給付金を支給するものとする。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとする。

(出産応援ギフトの支給)

第4条 出産応援ギフトの支給対象となる者は、出産応援ギフトの申請時点で魚津市に住民登録のある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、第1号に該当する者は「支給妊婦」と、第2号又は第3号に該当する者は「遡及支給妊婦」という。

(1) 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

(3) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前項に該当する者を除く。）

2 出産応援ギフトの金額は、出産応援ギフトの支給対象者の妊娠1回につき、5万円とする。

3 支給妊婦は、妊娠の届出をし、かつ、妊娠届出時の面談等を受けた後、魚津市出産応援ギフト支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく、申請を行うことができるものとする。

（1） 受取口座を確認できる書類の写し

（2） 申請・請求者本人確認書類の写し

4 前項の規定による申請は、原則として、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うものとする。

5 遡及支給妊婦は、魚津市出産応援ギフト支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請前に流産し、又は死産した申請予定者については、妊娠期間アンケートを提出することなく、申請を行うことができるものとする。

（1） 受取口座を確認できる書類の写し

（2） 申請・請求者本人確認書類の写し

（3） 妊娠期間アンケート

6 前項の規定による申請の期限は、原則として、令和5年3月24日とする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が申請期間内に申請を行うことができなかつた場合の期限は、令和6年2月29日以前かつ当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とする。

（子育て応援ギフトの支給）

第5条 子育て応援ギフトの支給の対象となる者は、子育て応援ギフトの申請時点（子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日）において魚津市に住民登録のある者で、次の各号に掲げる対象児童を養育するものとする。なお、第1号に掲げる対象児童を養育する者は「支給養育者」と、第2号に掲げる対象児童を養育する者は「遡及支給養育者」という。

（1） 事業開始日以降に出生した児童

（2） 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

（1） 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

3 子育て応援ギフトの金額は、対象児童1人につき、5万円とする。

4 支給養育者は、魚津市子育て応援ギフト支給申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、対象児童の死亡日において申請を行うことができるものとする。

(1) 受取口座を確認できる書類の写し

(2) 申請・請求者本人確認書類の写し

5 前項の規定による申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに申請を行うことができなかつた場合は、対象児童が3歳に達する日の前日以前かつ当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に申請を行うものとする。

6 遡及支給養育者は、魚津市子育て応援ギフト申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、対象児童の死亡日において申請を行うことができるものとする。

(1) 受取口座を確認できる書類の写し

(2) 申請・請求者本人確認書類の写し

(3) 出産した方へのアンケート

7 前項の規定による申請の期限は、原則として、令和5年3月24日とする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに申請を行うことができなかつた場合における期限は、令和6年2月29日以前かつ当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内とする。

（給付金の支給決定等の通知）

第6条 市長は、前2条に規定する申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ行う調査等により、速やかに給付金の支給の可否を決定し、遅滞なく、その結果を魚津市出産応援ギフト支給（不支給）決定通知書（様式第3号）又は魚津市子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、当該支給決定者に通知しなければならない。

（給付金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の全部又は一部の支給決定を取り消し、既に給付金を支給しているときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

魚津市出産応援ギフト支給申請書兼請求書

年 月 日

魚津市長 あて

出産応援ギフト（妊婦1人につき5万円）の支給を

希望します 希望しません ※にチェック（レ）してください。

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（妊婦）

ふりがな				生 年 月 日		
妊婦氏名				昭和 平成	年	月 日
現住所						
日中連絡先	()					
妊娠届出日	年	月	日	出産予定日	年	月 日
妊娠届出日時点の住所地 (現住所と異なる場合のみ記載)						

2. 請求額 _____ 円

3. 振込口座（1の申請・請求者の口座とします。）

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	銀行				支店名	店・出張所					
	信用金庫										
	金融機関コード				支店コード						
分類	1 普通	2 当座	口座番号								
	フリガナ										
	口座名義人										

【誓約・同意事項】

出産応援ギフトの支給（妊婦1人につき5万円）を希望する場合は、下記のすべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

以下全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実の確認を受けました。
- ② 産科医療機関等に妊娠状況などの確認を行うことを同意します。
- ③ 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。
- ④ 出産応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ⑤ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ⑥ 給付金支給後、本申請書の記載事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、助成金を返還します。

本申し立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請・請求者氏名 _____

提出書類（必須） ※提出書類を確認し、□にチェック（レ）してください。

魚津市出産応援ギフト支給申請書兼請求書（本書）

※必要事項をご記入ください

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※受取口座は、申請・請求者の名義のものに限ります。

※通帳者キャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名

口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

（コピー）をご用意ください。

妊娠期間アンケート（遡及支給妊婦に限る）

様式第2号（第5条関係）

魚津市子育て応援ギフト支給申請書兼請求書

年 月 日

魚津市長 あて

子育て応援ギフトの支給を 希望します 希望しません

※にチェック（レ）してください。

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

ふりがな		生 年 月 日		
氏 名		昭和 平成	年 月 日	
現住所				
日中連絡先	()			

2. 出生児

ふりがな		生 年 月 日		
出生児氏名		年 月 日		
住 所				

多胎の場合は以下にご記入ください

ふりがな		生 年 月 日		
出生児氏名		年 月 日		

3. 請求額 _____ 円

4. 振込口座（1の申請・請求者の口座とします。）

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	銀行				支店名	店・出張所			
	信用金庫								
金融機関コード					支店コード				
分類	1 普通	2 当座	口座番号						
フリガナ									
口座名義人									

【誓約・同意事項】

子育て応援ギフトの支給を希望する場合は、下記のすべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

以下全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。
- ② 子育て応援ギフトの支給状況などについて、他の自治体に確認することに同意します。
- ③ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ④ 給付金支給後、本申請書の記載事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、助成金を返還します。

本申し立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請・請求者氏名

提出書類（必須） ※提出書類を確認し、□にチェック（レ）してください。

魚津市子育て応援ギフト支給申請書兼請求書（本書）

※必要事項をご記入ください

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※受取口座は、申請・請求者の名義のものに限ります。

※通帳者キャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名

口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し

（コピー）をご用意ください。

出産した方へのアンケート（遡及支給養育者に限る）

様式第4号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住所

氏名

魚津市子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました魚津市子育て応援ギフトについて、
魚津市出産・子育て応援給付金交付要綱第6条に基づき、次のとおり支給することを決定（却下）しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

1 交付決定

交付決定額 金 _____ 円

2 却下

（理由）